

## 公益財団法人電磁応用研究所 賛助員規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人電磁応用研究所（以下「この法人」という。）定款第40条第3項に基づき、賛助員に関して必要な事項を定める。

### (賛助員の定義)

第2条 賛助員とは、この法人の事業に賛同し、寄附又は当該施設の継続的な利用をするものをいう。

2 賛助員は評議員会または理事会の推薦を受けて、理事長が委嘱する。

### (賛助会費)

第3条 賛助員がこの法人の事業に賛同して支払う金銭を賛助会費とする。

2 賛助会費は、別に定める寄附金取扱規程に従って寄附金として処理されるものとする。

3 賛助会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。ただし、寄附金取扱規程第2条に定める特別寄附金として受領される賛助会費はこの限りではない。

### (退会)

第4条 賛助員は所定の届出によって、任意に退会することができる。

2 前項の場合、既納の賛助会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

3 当該会員が死亡したときも前項に準ずる。

### (除名)

第5条 賛助員が次のいずれかに該当する場合は、理事会の決議を経て、除名することができる。この場合、当該賛助員に対し、事前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、定款及び本規程その他この法人の規程に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### 附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。